

令和2年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年2月28日(金曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第 1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 長南町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 長南町区長設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第10号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第11号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第12号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第14号 令和元年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度長南町一般会計予算について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第17号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第18号 令和2年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第19号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第20号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第26 議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	土橋博美君	企画政策課長 補佐	三上達也君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
学校教育課長	川野博文君	生涯学習課長	三十尾成弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	片岡勤
書記	石橋明奈		

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち報告します。

学校教育課大塚主幹から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

令和2年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度末のお忙しい中、本定例会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

早いもので、令和元年度も残すところ1か月となりました。昨年は、台風15号及び台風19号による被害、そして10月25日の記録的な大雨により、近年にはない甚大な被害が発生をいたしました。引き続き復旧と復興に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、現在、感染が拡大しております新型コロナウイルス対策といたしまして、2月26日に国から3月中旬までの2週間が感染拡大を防ぐ重大な時期ということで、イベントの中止や延期が要請されました。これを受けまして、本町でも昨日27日、午前9時に長南町感染症対策本部を立ち上げました。今後はその対策に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、学校関係の対策につきましては、この後教育長から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案8件、予算議案13件の計21件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） 次に、教育長から皆様に連絡がございませう。

教育長、小高憲二君。

〔教育長 小高憲二君登壇〕

○教育長（小高憲二君） おはようございませう。

初めに、この場をお借りしまして、本年度実施予定の長南小・中学校の卒業式について連絡をさせていただきます。

3月11日と17日の長南小・中学校の卒業式につきましては、議員の皆様方には既にご案内を差し上げており、ご都合つけてくださることと存じます。しかし、ご案内のように大きな問題となっている新型コロナウイルス対策から、本年度の卒業式につきましては、出席者を児童・生徒、保護者のみにて実施するというので考えております。

本来ならば議員の皆様方にはご出席の上、お言葉を賜りたいところではございませうが、誠に恐縮ではございませうが、ご理解の上、ご了承願いたいと存じます。

また、ご案内のように、昨日の夕方、総理大臣のほうから3月2日から全国一斉休校の要請がございました。学校現場としての戸惑いは大きいわけですが、県の教育委員会、あるいは文科省からまだ具体的な指示が来てございません。ただ、今後県の教育委員会から発信する最新の情報に留意し、適切な対応を行うようにということの指示だけはいただいております。その意味で、今日一日発出される文書等に応じて対応を考えていく、そういうつもりでおります。

当面、卒業式については、さらにまた違う形での対応が求められると思うわけですが、いろいろ子供等の扱いについてもまだまだ進めなくてはいけない課題が多いというふうに認識しております。

取りあえず県としての足並みをそろえる形では考えておりますが、児童・生徒については3月2日からの臨時休校ということでの対応を優先課題にして進めさせていただくということで考えておりますので、ご了承くださいというふうに存じます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和2年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 加藤 喜 男 君

11番 丸 島 な か 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月19日に委員会を開催し、令和2年第1回定例会の議会運営について協議・検討いたし

ました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正7件、条例の廃止1件、令和元年度補正予算6件、令和2年度各会計当初予算7件の計21件が議題とされます。

また、一般質問は、6人の議員が行うこととなっており、3月2日に6人全員を行うことといたしました。

当委員会といたしましては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2月28日から3月11日までの13日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております令和2年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託して分科会方式により詳細に審査すべきであるということの結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和2年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、先の議会運営委員長の報告のとおり、本日2月28日から3月11日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、2月28日から3月11日までの13日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案21件の送付があり、これを受理いたしましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和元年11月分、12月分、令和2年1月分の例月出納検査結果、最後に議長並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（松野唱平君） 日程第5、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、令和2年第1回定例議会の開会に際し、令和2年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするにあたりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、町の最上位計画であります第5次総合計画をはじめ、各種計画の策定の年にもあたりますことから、真に必要な事業とは何かを勘案しながら、中長期的に町が持続可能であるよう、将来を見据え、各種施策に取り組んでまいります。

昨年秋の一連の台風災害では、本町でも未曾有の被災を甘受したところでもあります。現在は終息の方向に向かってはいるものの、平常の生活を取り戻すまでには至っておらず、本年も引き続き町民の皆様と互いに手を取り、一日も早く「ふるさと長南」を取り戻すため、復興に全力を注いでまいります。

こうした中ではありますが、昨年は旧豊栄小学校への企業誘致など、本町の活性化に資する取組を実施してまいりました。また、東京家政大学との連携協力もより一層深化し、同大学と町で構成する「連絡協議会」では、学長を初めて本町にお招きをしたほか、長南小学校の子供たちとの交流、そして健康体力調査の実施など、絆を深めてまいりました。ご協力いただいた町民の皆様、関係機関の方々に改めて御礼を申し上げます。

新年度につきましては、「風光明媚なふるさと長南を取り戻す」をスローガンとして、災害からの復旧・復興のほか、東京家政大学との一層の連携強化、野見金公園の駐車場整備など、本町の特徴を活かした自立のかつ持続的な町づくりに精一杯努力をしていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況を鑑みますと、景気は、輸出及び製造業が伸び悩んでいるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の動向や消費税率引上げ後の消費意欲の動向から、景気回復の鈍化も懸念されています。

また、町の財政状況は、平成30年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する指標のうち、実質公債費比率は6.8%、将来負担比率は19.0%と早期健全化基準を下回っていますが、2つの指標とも県内では高い水準にあります。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比較しますと0.2ポイント増の86.8%、義務的経費は45.4%で、前年度より0.1ポイント減となっており、数値の大きな変動はないものの、予断を許さない状況となっています。

このような状況の中、令和2年度予算につきましては、町税の総額は、前年度と比較して0.6%減少し、依然として自主財源の確保は難しい状況にあります。事業の実施にあたっては、各基金からの繰入れなどによる財源措置を行い、前年比1.7%減となる新年度予算を編成いたしました。

初めに、「安心で魅力あるまちづくり」では、本年も引き続き「若者定住促進奨励金」を活用した移住・定住人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

また、旧豊栄小学校では、株式会社マーキュリーによる活用が本年度より始まります。同社は人材派遣業界におけるリーディングカンパニーでありながら、教育の分野にも進出すべく、通信制高等学校を中心とした事

業を展開する予定であります。地域の皆様にも開かれた講座などの事業展開も予定されており、若い人だけではなく、様々な年齢層の方にも集っていただけるような場所になるものと期待しております。

町道の整備については、災害復旧工事を優先とし、長生グリーンラインのアクセス道路等の整備を継続的に実施してまいります。また、老朽化に伴う道路施設の維持管理につきましては、昨年度に引き続き橋梁点検を実施し、安心して安全な道路環境の整備に努めてまいります。

地籍調査事業では、事業着手から6年が経過し、町内の約4分の1について調査が完了するなど、おおむね順調に進捗しております。今後も、関係者のご理解とご協力を得ながら事業推進を図ってまいります。

次に、「活気にあふれたまちづくり」では、本年度は、町の計画として最上位に位置づけられる「第4次総合計画」の最終年を迎えるため、新たな時代を見据えた中で、「第5次総合計画」の策定に取り組んでまいります。第4次に掲げた方向性について検証をしっかりと行った上で、全国的な傾向である生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行、あるいは災害対策、公共施設の老朽化対策など、本町を取り巻く環境の変化に的確に対応した計画の策定を進めていきたいと思っております。

同時に、地方創生事業については、「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」に位置づけており、本年度は、この総合戦略についても策定の時期を迎えております。PDCAサイクルに基づく検証結果を踏まえ、かつ新総合計画の中でも重要な施策と考える事業について丁寧に精査し、国の第2次総合戦略の動向も勘案しながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

また、過疎地域自立促進特別法に基づく「長南町過疎地域自立促進市町村計画」についても、計画の最終年を迎えますので、国の動向を注視しつつ、各種計画との整合を図る中で策定を進めてまいります。

農林業の振興につきましては、国が現在策定を進めております「食料・農業・農村基本計画」の動向を見ながら、本年も引き続き農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、担い手の農地利用を促進し、生産コストの削減につながる施策を展開してまいります。

本町の主要作物であります水稻につきましては、就農者の高齢化や後継者不足などから、離農を余儀なくされる農家が増えています。このようなことから、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に、地域での話し合いを積極的に行い、遊休農地の発生防止、解消に努めてまいります。また、引き続き農地中間管理事業や地域農業推進基金を活用した農地集積等への助成を行ってまいります。

有害獣については、柵による防護、わなによる捕獲のほか、国・県の補助制度を活用しながら、地域ぐるみの対策を推進するための啓発活動を積極的に行ってまいります。

「多面的機能支払」につきましては、各地区での共同作業が定着してきた中、農地・農業用施設の保全など、様々な面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大、推進に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き商工会を通じて金融指導・経営改善指導や資金融資に対する利子補給を行い、町全体の商工業活性化を支援してまいります。

観光分野におきましては、野見金公園において、今後さらなる観光客の受入れを行うため、大型観光バスが収容可能な駐車場の整備を進めてまいります。また、広域的観点から、県、観光連盟、各協議会等と連携し、圏域内に存在する様々な魅力や資源を結びつけた広域観光ルートの設定やインバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

次に、「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」では、災害に強い町づくりを推進するため、本年度は長生管内の市町村と連携し、「国土強靱化地域計画」を策定してまいります。昨年の災害における反省点を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を盛り込むことにより、防災力向上につながるものと考えております。また、自主防災組織の設立に向け、継続的な啓発・支援並びに防災訓練の充実、町において備蓄する防災用品の拡充により、地域防災力の向上を図ってまいります。

一般の住宅については、地震災害から尊い生命を守るため、「旧耐震基準」で建築された住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修工事の助成を継続し、安全で災害に強い町づくりの推進を図ります。

また、防災拠点となるべき役場本庁舎及び公民館について、耐震化を図る必要があることから、住民の皆様からのコンセンサスを得る中で、慎重かつスピード感を持って検討を進めてまいります。

農業集落排水事業については、引き続き接続率の向上を図るとともに、供用開始後、相当の年数を経ておりますので、処理場や管路施設の機能診断・最適整備構想を策定し、施設の長寿命化を図ってまいります。

ガス事業では、「安全・安心」に資するため、24年ぶりに料金の値上げをお願い申し上げ、一層の安定供給に努めてまいり所存であります。健全な経営を図りつつ、経年管対策などの設備投資や災害時の保安対策など、万全を期して運営してまいります。

次に、「生き生きと元気に暮らせるまちづくり」では、福祉の分野では少子高齢化、核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯の増加、児童虐待、生活困窮等の問題を抱えております。また、介護士、保育士など、福祉を支える人材不足は深刻な状況となっておりますので、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた福祉の町づくりが必要と考えております。

まず、児童福祉の分野においては、国の施策である保育所、幼稚園の利用料無償化と併せ、町独自の施策として副食費についても無償とし、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、「第6期障害計画」、「第2期障害児童福祉計画」の両計画を策定し、それぞれの人格や個性を尊重した福祉サービスの提供を行うための施策、体制づくりを図ってまいります。

高齢者福祉では、高齢化率が4割を超えた本町にあっては、町の事業、取組の全てが高齢者福祉につながっていくものと考えております。これを念頭に、町民の皆様で取り組む介護予防事業のほか、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、包括支援センターを中心に、早期の予防、早期の支援体制を構築してまいります。

介護保険については、第7期計画期間の最終年となります。ここ数年、高齢者数、高齢化率の上昇に伴い、介護認定者数、介護給付費ともやや増加している現状に鑑み、介護予防の観点からも事業を推し進め、要介護状態になったとしても、できる限り住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、各種サービスの充実に努め、かつ安定的な保険運営ができるよう、次期計画を策定してまいりたいと考えています。

また、町社会福祉協議会を通して、高齢者の生きがい対策としての和気あいあい事業、いきいきサロン、独居高齢者への配食サービスなどの高齢者福祉事業を実施するとともに、きめ細かい福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、保健センターを拠点として、健康増進を総合的に推進し、町民の皆様が健康で安心して暮らせる町づくりを展開します。

また、開始から2年目を迎えます「ちょな丸ポイント事業」については、検診など、健康につながる活動への参加者増につながっており、引き続き一層の周知に努め、皆様の健康づくりに資する事業として、根づかせたいと考えております。

さらに、東京家政大学との交流事業として行っております、壮年期の方々を対象とした「健康体力調査」についても、趣向を変えて実施し、健康寿命の延伸とともに、将来的な介護予防となるフレイル（虚弱）予防につなげてまいりたいと思慮するところであります。

乳児健診、特定健診、各種がん検診などの事業は、疾病の予防、早期発見、早期治療に向け、受診率の向上に努めてまいります。また、受診後の保健指導、健康相談業務の充実を図ってまいります。

母子保健では、妊娠から出産、育児を支援するため、引き続き妊婦健診の自己負担に対しての助成や各種母子教室を行い、安心できる子育てが提供できるよう、「子育て世代包括支援センター」の設置に努めてまいります。

予防接種事業は、乳幼児のロタウイルス、おたふくかぜのほか、子供のインフルエンザに係る予防接種についても、町の単独負担で助成を行い、乳幼児から高齢者までの疾病予防に努めてまいります。

国民健康保険事業は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等において中心的な役割を担っております。被保険者が安心して医療を受けられるよう、円滑な事業運営に努めてまいります。

「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」では、学校教育においては、町教育振興基本計画の方針に沿って、特色ある長南町教育の推進を図ってまいります。

子供の生きる力の育成では、学習指導の充実や指導法の改善、英語教育と情報教育のさらなる推進、特別支援教育の指導強化を図り、確かな学力の育成と人間性豊かな心を育む教育のため、歴史・伝統・文化理解教育の推進と健康な体を育む教育を推進します。

特色ある教育の推進では、小中一貫教育における連携の具体化や体験活動と地域学習を行うことで郷土を愛する長南っ子を育成します。

また、時代の要請でもあるICT教育の関連では、小学校の全児童にタブレット端末を配布し、中学校でのパソコン活用と併せ、21世紀型スキルに対応できるよう、教育の情報化に取り組みます。

社会教育については、幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求め、共に学び、共に楽しむ教室や講座を開催し、より充実した時間を過ごせるよう、積極的に取り組んでまいります。

青少年の健全育成では、自ら考え主体的に判断し行動できるよう、学校、家庭との連携・強化を図り、様々な体験事業を実施し、豊かな心の育成を支援いたします。

伝統文化の継承と振興では、本町が誇れる町内の歴史遺産・伝統文化の保護に資するよう、文化財に係る説明板を改修するなど、生涯学習や観光、学校教育との連携と併せ、様々な分野での活用を図ってまいります。

社会体育においては、町スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携を図り、スポーツを通じた健康で明るい町づくりに努めるとともに、活動の拠点となるスポーツ施設についても、適正な維持管理を図ってまいります。

最後に、「共に助け合う、ふれあいのあるまちづくり」では、開かれた行政の観点から、5年ぶりにリニューアルを行いました「町勢要覧」では、ARによる動画との連携など、新機軸を導入し、町内・町外を問わず、

幅広い世代に興味を持っていただけるような構成としました。

今年1月に入替えとなりました町バス「べにばな号」については、町民の皆様積極的に活用していただくことによって、皆様と行政とがより身近なものとなりますよう、期待を寄せているところであります。

以上、令和2年度を迎えるに当たり、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ここで暫時休憩といたします。再開につきましては9時50分を予定しております。

（午前 9時34分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時51分）

◎議案第1号～議案第21号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第6、議案第1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第26、議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第21号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じる関係する条例について、一括して条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることから、それぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第4号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括してご説明いたします。本案は、国・県の給与改定に準拠し、一般職、特別職の給与及び議会議員の報酬に関する条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者及びその員数の基準が従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたため

に、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例は、補助金適正化法の対象となることから、今後、「社会資本整備総合交付金」の地域住宅政策推進事業を推進していく上で、住宅取得事業の国交付金の取扱い認定を受ける要件として、処分制限期間、いわゆる最低使用年数としての10年間が必要とされることになるため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町区長設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の非常勤としての職が限定され、区長については特別職として任命できなくなることから、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第9号から議案第14号までは、令和元年度の各会計に係る補正予算に関するものでございます。

議案第9号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、本補正予算は、事務事業の執行に係る精算と人件費の減額、及び財政調整基金積立金の追加をするもので、歳入歳出それぞれに1億6,126万9,000円を減額し、予算の総額を54億5,018万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、決算を見込む中、歳出においては、総務管理費の減額、財政調整基金への積立てに伴う増額を、歳入においては、一般会計からの保険基盤安定繰入金及び繰越金の追加をするもので、歳入歳出それぞれに2,013万6,000円を追加し、予算の総額を11億4,823万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第11号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、歳出においては、介護給付費の決算を見込む中、保険給付費の減額を、歳入においては、介護給付費の減に伴う国庫支出金、県支出金、町の一般会計繰入金を減額するもので、歳入歳出それぞれに1,953万4,000円を減額し、予算の総額を10億3,500万円にしようとするものでございます。

次に、議案第12号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、災害復旧工事費の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ2,130万円を減額し、予算総額を7,470万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、本案は、豪雨災害により被災した中継ポンプ施設制御盤修繕工事などの事業完了が翌年度にわたることから、繰越しをお願いしようとするものでございます。

次に、議案第14号 令和元年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、収益的収支では人件費及び台風に伴う製品売上げの減額並びに消費税率引上げによる追加を、また資本的収支では精算に伴う工事費の減額をしようとするものでございます。

次に、議案第15号から議案第21号までは、令和2年度の各会計に係る予算に関するものでございます。

議案第15号 令和2年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては、昨年度の台風等による災害等に対し、迅速に復旧対応するための関連経費として、引き続き応急住宅修理事業及び被災住宅修繕緊急支援事業を計上させていただいております。また、大規模自然災害等に備えるため、防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する国土強靱化地域計画を策定いたします。

衛生面では、疾病予防対策事業の一環として、本年度より子供のインフルエンザ予防接種費用助成の経費を

計上させていただきました。

なお、安全で円滑な交通確保のため、計画的に進めておりますインフラの老朽化に伴う道路・橋梁修繕工事などの経費も計上させていただいております。

厳しい財政状況の中ではございますが、各基金からの繰入れ、あるいは臨時財政対策債等の借入れにより、予算編成させていただきました。これにより、予算の総額を前年度に比較し1.7%、7,400万円減の42億9,100万円とするものでございます。

次に、議案第16号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、県広域化に伴い、県が財政運営の主体となっており、県内の被保険者に係る医療給付費を県全体で賄うことで、保険給付に相当する費用を県が町に交付、町が県に納付金を納めることで安定的な保険財政運営を実施していくための予算編成を行いました。これにより予算総額は前年度比1.9%、2,110万円減の11億700万円とするものでございます。

次に、議案第17号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2月17日に開催され、令和2年度の特別会計予算が可決されたところでございます。これに伴い、予算総額は前年度比9.7%、1,140万円増の1億2,920万円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和2年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、居宅介護サービス、施設介護サービスともに介護報酬改定の影響及び利用者増が見込まれることから、給付費においても増加が見込まれることを考慮いたしまして、予算総額は前年度比1.0%、1,000万円増の10億5,100万円とするものでございます。

次に、議案第19号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、前年度に被災した箇所災害復旧工事と笠森霊園管理事務所内の空調機更新工事等を実施するため、予算総額は前年度と比較し25.9%、1,480万円増の7,200万円とするものでございます。

次に、議案第20号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、前年度と比較し3.3%、730万円増の2億2,300万円とするものでございます。

最後に、議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は、令和2年度の供給戸数を4,607戸、年間供給量を861万2,000立方メートル、前年度比14万立方メートル減としております。ガス料金改定に伴い、製品売上げ等の収益的収支によります純利益は496万9,000円を見込み、白ガス管入替え工事費は1億2,012万6,000円を計上するものでございます。

以上が本定例会に提案しております21案件の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第5号までの内容の説明を求めます。

総務課長、土橋博美君。

〔総務課長 土橋博美君登壇〕

○総務課長（土橋博美君） 早速でございますけれども、議案第1号から議案第5号の内容の説明を申し上げます。

す。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。
地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。併せまして、参考資料1ページをご覧いただきたいと思
います。

改正の趣旨でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴いまし
て、条項ずれが生じるため、関係条例について一括して改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、地方自治法第243条の2が新たに規定され、現行の「第243条の2」が「第243条の
2の2」に繰り下げることとなり、第243条の2を引用しております関係条例であります長南町監査委員条例
及び長南町ガス事業の設置等に関する条例に条項ずれが生じているため、条例の一部をそれぞれ改正しよう
とするものでございます。

附則といたしましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第2号の内容の説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の4ページをお開き願います。併せまして、参考資料の3ページをご覧いただきたいと思
います。

まず、改正の趣旨でございますけれども、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年
度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、それぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法で
行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、第2条に次の1項を加えるということで、第2項になりますけれども、地方公務員
法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権
者は、別段の定めをすることができるを追加するものでございます。この中で別段の定めとは、同一の職員が
再度の任用を行った場合に、さきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすもの
でございます。

附則といたしましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第3号の説明を申し上げますが、本案につきましては、議案第4号の特別職の職員の給与条例の
改正及び議案第5号の議会の議員の報酬等の条例に関連いたしますので、改正の趣旨を申し上げます。

本3案に関しましては、昨年8月に人事院、10月に県人事委員会から、一般職の職員の給与等に関し、月例
給及び期末勤勉手当等についての引上げ勧告がなされ、これを踏まえまして所要の改正を行おうとするもので
ございます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の5ページをご覧くださいと思います。

改正の趣旨でございますけれども、先ほどのご説明のとおり、国及び県の勧告に準じまして、一般職の給与等について改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、月例給の引上げ、平均の改定率は0.2%となっております。また、勤勉手当の年間支給月額を0.05月分引上げまして、期末勤勉手当を年間4.5月分とするものでございます。住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限を上げる一方で、手当の上限を1,000円引き上げて2万8,000円とするものでございます。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。併せまして、参考資料は6ページとなります。

第1条関係でございますが、長南町一般職の職員の給与等に関する条例、第19条は、勤勉手当について規定されておりますが、第2項第1号では、一般職の職員の令和元年12月分の勤勉手当の月数を「100分の92.5」から「100分の97.5」に改めようとするものでございます。

参考資料の7ページから12ページ上段になりますけれども、こちらは行政職給料表(一)でございます。これは一般職でありまして、続いて12ページから17ページは行政職給料表(二)でございます。調理員、用務員などの給料表となっております。

次に、議案書の15ページをお願いいたします。また併せまして、参考資料は18ページをお願いいたします。

参考資料の18ページをご覧くださいと思いますが、第2条関係でございますが、長南町一般職の職員の給与等に関する条例、第10条の4は住居手当について規定されておりますが、第1項では、支給対象となる家賃の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に改めようとするものでございます。

第2項第1号では、現行では月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員は1万2,000円を控除した額を、改正後は月額を2万7,000円に、控除額を1万6,000円に改めようとするものです。

第2号では、現行の月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員を、改正後では2万7,000円とし、現行の家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1、上限1万6,000円に1万1,000円を加算した額を、改正後は控除額を2万7,000円に、上限も1,000円増の1万7,000円とし、1万1,000円を加算した額に改めようとするものでございます。

このことから、住居手当の支給額は、現行2万7,000円の上限を改正後は1,000円増の2万8,000円にするものでございます。

20ページに住居手当の支給例を載せてございます。こちらにつきましては、恐れ入りますが、後ほどご覧くださいと思います。

次に、第16条第1項では、第12条に規定するを削り、同条第2項を削るものです。

第19条になりますけれども、こちらにつきましては、勤勉手当について規定されておりますけれども、第2項第1号では、一般職の職員の令和2年6月、12月分の勤勉手当の月数を100分の97.5から100分の95に改めよ

うとするものでございます。

引き続きまして、議案書では15ページになりますけれども、参考資料につきましては21ページの第3条関係、及び参考資料22ページの第4条関係でございますが、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても、勧告を踏まえ改正するものでございます。

議案書では15ページ、参考資料では22ページ、23ページになりますけれども、附則といたしまして、施行期日等でございますけれども、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は令和2年4月1日から施行させていただくものです。

第2項の第1条及び第3条、勤勉手当を除く改正後の条例の規定については、平成31年4月1日から、第1条及び第3条、勤勉手当に係る改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

第3項では、職務の級の異動者に対して必要な調整を行うことができる規定となっております。

第4項は給与の内払の規定でございますが、平成31年4月以降に支払われた給与は内払とみなすものでございます。

第5項につきましては、住居手当に関する経過措置でございますが、住居手当の月額が2,000円を超える職員で、改正後の規定により算出された住居手当の月額について、改正前と改正後の差が2,000円を超える職員は2,000円を控除した額を令和3年3月31日まで支給するというものでございます。

第6項につきましては、条例の施行に関する規則への委任規定でございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第4号になります。

議案第4号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書では18ページをお願いいたします。参考資料につきましては、24ページから26ページとなります。

改正の内容でございますが、第1条では、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、第4条第2項で期末手当の額について規定されておりますが、令和元年12月分の期末手当の月数を0.05月分引き上げて、100分の227.5に改めるものでございます。

第2条でございますけれども、令和2年の支給する期末手当につきましては、6月分、12月分をそれぞれ100分の225に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものです。ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行し、第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

また、第1条の規定により、既に支払われた期末手当は内払とみなすものでございます。

続きまして、議案書の19ページになりますけれども、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。参考資料につきましては、27ページから29ページとなります。

改正の内容でございますけれども、第1条では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第6条第2項で、期末手当の額について規定されておりますけれども、令和元年12月分の期末手当の月数を0.05月分引き上げて、100分の227.5に改めるものでございます。

第2条では、令和2年度の支給する期末手当の額を6月分、12月分、それぞれ100分の225に改めようとするものでございます。

附則の執行期日と期末手当の内払に関する規定につきましては、先ほど議案第4号でご説明した内容と同様でございます。

大変雑駁な説明でございますが、以上で議案第1号から議案第5号までの内容の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号から議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第6号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案書21ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書22ページ、また参考資料30ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が令和元年6月7日に公布されたことに伴いまして、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者及びその員数の基準が令和2年4月1日以降は、国の基準から地域の実情に応じて参酌すべき基準に見直されたところでございます。

このことから、附則第2条の職員に関する経過措置の規定を「平成32年3月31日」から「令和3年3月31日」に延長をさせていただくものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、議案第6号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。ご審議いただ

きまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

〔企画政策課長補佐 三上達也君登壇〕

○企画政策課長補佐（三上達也君） それでは、議案第7号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書23ページをお開きください。

議案第7号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の23ページとともに、参考資料の32ページを併せてご覧いただければと存じます。

本条例につきましては、昨年2月議会で時限条例の延長として、令和元年度から令和5年度まで5年間の延長及び奨励金の金額を一部見直す内容で一部改正をお願いしたところでございます。

今回は国の交付金の基準となる採択要件が厳しくなったことから、改正の必要性が生じたので、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

ちなみに、直近の交付状況でございますが、令和元年度12月末まで9か月間の実績を報告させていただきたいと存じます。

交付件数は計8件でございますが、うち新築が7件、中古住宅が1件となっております。交付決定見込額は9か月間の小計で950万円、1件当たりの平均は118万7,000円となる見込みです。

国庫補助の歳入につきましては、社会資本整備総合交付金、地域住宅政策推進事業として402万8,000円を受ける見込みでございます。

今後、年度末までの3か月間の見込みですが、例年3件前後の見込みがございまして、交付金の見込額はやや増加をする予定でございます。

次に、この交付を受けた世帯の人数ですが、39名となっております。その内訳は転入者8名、町内の転居等31名となっております。町外からの転入者の割合は21%となっており、移住者の増加や町外への転出の抑制に効果があったものと捉えておるところでございます。

次に、冒頭に申し上げました採択要件の関係ですが、国土交通省のほうから昨年2月に通知がございまして、この住宅取得事業は補助金適正化法の対象となることから、国交付金の取扱いを受ける要件として、次のように定めることとされました。

主要な項目として、1点目、処分制限期間、最低使用年数のこととありますが、これを10年とすること。2点目として、条例等に返還となる条件をうたうこと。3点目として、返還金の規定を設けることなどが掲げられております。

それでは、改正のポイントをご説明させていただきたいと存じます。

議案書の24ページ及び参考資料の32ページ、それから、新旧対照表として参考資料の33ページから34ページ

まで、併せてご覧いただければと存じます。

一部改正の内容につきましては、第2条第3号中「5年以上」の部分「10年以上」に改めるものでございます。これは長く居住していただくため、さらに5年間延長するものでございます。

次も同様の理由から、第4条第4号中「5年以上」の部分「10年以上」に改めるものです。

次に、第10条第2号中の「5年以内」を「10年以内」に、「5年に満たない期間分」を「10年に満たない期間分」に改め、奨励金の返還内容を「5で除した金額」から「10で除した金額」に改めるものでございます。

最後に、附則関係でございますが、施行期日については、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置につきましては、この条例による改正後の長南町若者定住促進条例の規定は、令和2年度以降の奨励金について適用し、令和元年度分の奨励金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

総務課長、土橋博美君。

〔総務課長 土橋博美君登壇〕

○総務課長（土橋博美君） それでは、議案第8号の内容の説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第8号 長南町区長設置条例を廃止する条例の制定について。

長南町区長設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書では26ページを、併せまして参考資料になりますけれども、35ページをご覧いただきたいと思っております。

本案の廃止の趣旨でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴いまして、特別職の非常勤としての職が限定され、区長につきましては、特別職として任用できなくなりますことから、条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、現在条例に代わる要綱の作成を調整しているところでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますけれども、以上で議案第8号 長南町区長設置条例を廃止する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時38分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（松野唱平君） 議案第9号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第9号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第6号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、今年度の最終補正となりますので、全編を通して事務事業の精算及び人件費の減額補正並びに財政調整基金への積立てが主なものとなっております。

議案書の27ページをお開きください。

議案第9号 令和元年度長南町一般会計補正予算について。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度長南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から1億6,126万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億5,018万9,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、5款農林水産業費、1項農業費の農村環境改善センター空調修繕事業は、製造から33年が経過し、部品の製造に時間を要し、年度内の修理が困難となり、繰越しをお願いするものです。

また、被災農業者向け経営体育成支援事業、農村環境改善センター外壁改修事業及び2項林業費、崩落土砂等撤去費補助事業、7款土木費、9款教育費、10款災害復旧費の各事業につきましては、災害復旧に伴い、年度内の適正な工期確保ができないため、繰越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。追加でございますが、歳入欠かん債では、災害による住民税及び固定資産税の減免により生ずる財政収入の不足を補うもので、100万円を追加し、災害対策債では、災害廃棄物処理事業であります広域負担金の町負担額等の起債対象額790万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

変更でございますが、臨時財政対策債では400万円減の1億4,600万円を、過疎対策事業では2,030万円減の8,040万円ですが、内容を申し上げますと、過疎基金は同額の3,500万円を、利根里線道路改良工事については1,230万円減の530万円を、町道蔵持水沼線及び西湖永井線の法面修繕工事については580万円減の1,000万円を、一ヶ滝橋ほか6橋の橋梁修繕工事につきましては220万円減の3,010万円とし、借入額1億70万円を8,040万円にするものでございます。

また、公共土木施設災害復旧事業では、補助災害復旧事業の道路河川事業について1億260万円減の7,040万円を、単独災害復旧事業の道路河川事業について1,660万円を追加し、借入額1億7,670万円を9,070万円にするものでございます。

農林施設災害復旧事業では、補助災害復旧事業の農地災害復旧及び農業用施設災害復旧事業について3,430万円減の1,080万円を、単独災害復旧事業の農業用施設災害復旧事業につきましては2,180万円を追加し、借入額4,510万円を3,260万円にするものでございます。

借入額の合計といたしましては1億2,280万円を減額し、4億7,250万円を3億4,970万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。

誠に恐縮でございますが、事業の精算と人件費の精算の補正については、説明を省略させていただきます。19ページをお願いいたします。

1款議会費は113万5,000円の減額を、2款総務費は2,770万1,000円の減額でございます。

1項総務管理費は、1,838万6,000円の減額となります。

1目一般管理費でございますが、19節の通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金は、全額国庫補助金となっております。

20ページをお願いいたします。

3目財政管理費は、ふるさと納税返礼品の見直しに伴い減額をさせていただくものでございます。

5目財産管理費は、15節工事請負費で、災害復旧事業に伴い西部工業団地計画跡地の一部を災害廃棄物仮置場とする造成工事費363万円を追加するものでございます。

財産管理費の特定財源につきましては、本年度2号補正で計上いたしました旧長南小学校の電気設備、排水設備、防水改修工事に係る特定財源といたしまして、県費の企業立地補助金及び又富団地排水設備改修工事に係るその他特定財源といたしまして、又富団地污水处理場維持管理積立金余剰金となっております。

8目地域振興費では、災害により中止となりました長南フェスティバルに係る経費の減額及び13節委託料で旧豊栄小学校への企業誘致が具体化したことによる企業等誘致支援業務委託料の減額をするものでございます。

21ページになりますが、10目無線共聴施設管理事業費では、東電の電柱移設に伴う工事及び坂本地先のグリーンライン整備工事に伴う移設工事といたしまして109万6,000円を追加するものでございます。

その他特定財源につきましては、県費の地デジ無線共聴施設移設保障費を充当してございます。

12目過疎対策費では、デマンドタクシー利用者の増加などに伴い、13節委託料で新公共交通システム運行業

務委託料197万4,000円を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。

下段になりますが、3款民生費は4,354万9,000円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

1項社会福祉費でございますが、512万7,000円の減額となります。

1目社会福祉総務費ですが、20節扶助費では、障害児施設措置費（給付費等）、訓練等給付費、介護給付費で利用者及び利用回数の増に伴い、1,196万5,000円を追加するものでございます。

社会福祉総務費の中で行う事業の多くは国・県の補助対象になっておりますので、事業の精算により減になる補助金、事業の追加により増額になる補助金がございます。

特定財源でございますが、国・県支出金は958万3,000円の増額となり、その他の特別財源につきましては、福祉振興基金等1,068万円の減額とするものでございます。

25ページになりますが、2項児童福祉費でございますが、決算見込額の精査により1,145万9,000円の減額でございます。

3目児童福祉施設費、13節委託料では、保育所の合併浄化槽から漏水があり、漏水箇所の調査委託料を追加するものでございます。

特定財源につきましては、国・県支出金452万2,000円の減額となります。

3項災害救助費では2,696万3,000円の減額でございます。応急処理委託料では、住宅の半壊、準半壊の修理実績見込みによるものでございます。また、修理の進捗状況から、令和2年度当初予算にも計上してございます。

なお、特定財源につきましては、災害救助費県負担金でございます。

26ページをお願いいたします。

4款衛生費は、2,660万4,000円の減額でございます。

1項保健衛生費でございますが、1,840万4,000円の減額となります。

27ページになりますが、2項清掃費では820万円の減額でございます。

28ページをお願いいたします。

1目塵芥処理費の災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、坂本地先で災害により家屋が全壊したことに係る処理事業補助金で、災害査定による減額でございます。

特定財源の国庫支出金は167万6,000円減の災害等廃棄物処理事業補助金で、地方債は広域負担金及び災害廃棄物処理事業の町負担分等として790万円を充当するものでございます。

5款農林水産業費は、2,449万2,000円の減額でございます。

1項農業費、3目農業振興費は精算による減額となっております。

特定財源の国・県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金及び農地中間管理事業に係る国の補助金等ございまして、その他特定財源につきましては地域農業推進基金繰入金でございます。

30ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費は、合併浄化槽自動スクリーン修繕及び老朽化に伴う空調機器修繕等212万

4,000円を追加し、空調機器修繕につきましては繰越しをさせていただくものでございます。また、多目的ホール前のテラス部分のタイル貼り替えを追加工事として66万円を計上してございます。

6款1項商工費は、5,102万8,000円の減額でございます。

1目商工業振興費では、7節、11節、12節、13節で、プレミアム付商品券事業の精算による減額となっております。

特定財源につきましては、プレミアム付商品券事務費国庫補助金でございます。

その他特定財源につきましては、プレミアム付商品券販売代金でございます。

2目観光費では、31ページになりますが、野見金公園駐車場整備工事につきましては、災害により本年度内の工事完了が見込めないことから減額し、令和2年度当初予算へ計上してございます。

7款土木費は、1億2,958万1,000円の減額でございます。

1項土木管理費は、4,955万9,000円の減額となります。

2目地籍調査費では、交付額の決定により減額するものでございます。また、災害の影響により年度内の工期確保ができないため、繰越しをさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は、7,033万9,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金、道路事業であります道路修繕事業、道路改良事業、橋梁修繕事業の交付額決定に伴い減額となっております。

33ページをお願いいたします。

3項河川費では、災害に伴い米満地先の排水路整備工事を追加し、繰越しをさせていただくものでございます。

5項都市計画費では1,326万6,000円の減額でございます。

34ページになりますが、19節では被災住宅修繕緊急支援事業補助金について、家屋の準半壊、一部損壊の補助実績見込みから1,160万円の減額となっております。また、一部損壊に係る補助金につきましては、令和2年度当初予算に計上してございます。

特定財源については、被災住宅修繕緊急支援事業補助金、こちらは県補助金でございます。ほか、耐震補助事業に係る分では、国庫補助金の社会資本整備総合交付金、耐震事業及び戸建住宅耐震補助金でございます。

8款消防費は、14万9,000円の増額でございます。

3目消防施設費では又富の消防機構用地造成工事に伴う附帯工事といたしまして、244万2,000円を追加するものでございます。

9款教育費は、精算により859万3,000円の減額でございます。

36ページになりますが、5項保健体育費では、15節で体育館の照明をLEDに交換する工事費といたしまして246万7,000円の追加をするものでございます。

37ページをお願いいたします。

10款災害復旧費では、2億1,614万3,000円の減額でございます。

1項農林水産施設災害復旧費では、4,289万4,000円の増額となっております。

12月の災害査定を受け、13節の委託料は718万6,000円の追加をするもので、災害測量業務及び災害査定設計委託については減額をし、災害実施設計及び災害施工監理委託については増額となっております。

15節では、山内ダム放流施設等の農地農業用施設災害復旧工事として3,476万3,000円を追加するものがございます。

19節では、用水機場9か所の町単農地農業用施設小規模災害復旧事業補助金として94万5,000円を追加するものがございます。

特定財源といたしましては、国庫補助金6,797万円、地方債は補助災害復旧事業債3,430万円の減、単独災害復旧事業債2,180万円の増とし、計1,250万円の減額でございます。その他特定財源につきましては、農地災害復旧事業分担金となっております。

2項公共土木施設災害復旧費では、2億5,903万7,000円の減額でございます。

38ページをお願いいたします。

1目道路橋梁災害復旧費及び2目河川災害復旧費につきましては、1月の災害査定による減額となっております。また、15節では単独道路災害復旧工事として5,450万2,000円を、単独河川災害復旧工事費として2,700万円をそれぞれ追加するものがございます。

農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の災害復旧工事につきましては、繰越しをさせていただくものがございます。

11款公債費は、83万8,000円の減額でございます。額の確定により補正を行うもので、その他特定財源998万5,000円の減額につきましては、減債基金繰入金1,000万円の減額と預金利子1万5,000円となっております。

39ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項基金費は3億6,824万6,000円の追加でございます。各基金への積立てを行うものがございます。

1目財政調整基金費につきましては、3億6,812万9,000円を追加するもので、積立てについては、前年度からの繰越金額の2分の1及び最終補正の余剰金などを積み立てするものがございます。その他の特定財源1,846万7,000円は、一般寄附金、ふるさと納税寄附金等でございます。減債基金ほかの基金には、それぞれの基金から発生した利子を積み立てるものがございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、8款自動車取得税交付金、9款環境性能割交付金、12款交通安全対策特別交付金は、国・県からの財政情報に基づきそれぞれ補正を行うものがございます。

10款地方特例交付金は交付額を、11款地方交付税は交付した交付額の全額を計上いたしました。

13款分担金及び負担金から22款町債の特定財源については、一部でございますが、歳出で説明させていただきますので、説明は省略させていただきます。

20款繰越金は、前年度からの繰越金の全額を計上させていただくものがございます。

なお、人件費の補正につきましては、40ページ以降に、地方債の補正に係る調書は43ページに明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第9号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第6号）についての内容の説明を終わらせてい

たきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第10号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和元年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,013万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,823万6,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、796万4,000円の減額をお願いするものでございます。

内訳としまして、職員1名の減による人件費809万7,000円の減額及び国保システムの改修委託として13万3,000円の追加であり、財源は国庫補助金でございます。また、特定財源のうちその他財源は、一般会計からの職員給与費等繰入金の減額でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費では、財源更正をお願いするものでございます。

保険給付費が昨年ほど伸びていない関係で、県支出金である普通交付金が当初予算ほど見込めないため2,272万1,000円を減額するもので、特定財源の国・県支出金は県支出金の普通交付金であり、一般財源は繰越金でございます。

4項1目出産育児一時金では、出産数の減により210万円の減額をお願いするものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分では、財源更正をお願いするものでございます。特定財源のその他財源である基盤安定繰入金保険者支援分につきまして、1人当たりの平均保険税が減額となったため10万3,000円を減額するものであり、一般財源は繰越金でございます。

次の8ページをお開きいただきたいと存じます。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、100万円の減額をお願いするものでございます。特

定保健指導及び保険者努力支援事業等に伴います臨時保健師及び臨時栄養士の雇上げ日数の減によるものでございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、前年度繰越金3,000万円を基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金では、120万円の追加をお願いするものでございます。

これは社会保険に加入していたにもかかわらず、国保の喪失手続を忘れていたため、遑って喪失手続をしていただくことによる還付金でございます。特定財源のその他財源は、基盤安定繰入金保険税軽減分及び財政安定化支援事業繰入金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

2款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費が伸びていない関係で2,272万1,000円を減額するものです。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節の保険税軽減分を83万6,000円増額、これは軽減世帯が見込みより増であったことによるものです。

2節保険者支援分19万8,000円の減につきましては、所得が減ったことにより1人当たりの平均保険税額が減額になったことによるものでございます。

3節職員給与費等繰入金につきましては、職員1名の減に伴う給与費の減でございます。

4節助産費等繰入金140万円の減額につきましても、出産数の減によるものでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金45万9,000円の増額につきましては、年齢構成差によります給付費の増嵩を算定する際の計数等の上昇によるものでございます。

4款繰越金では、前年度決算に基づき5,112万5,000円の増額をお願いするものでございます。

6款国庫支出金ですが、こちらは新規に課目のほうを追加してございます。

1項1目災害臨時特定補助金につきましては、台風19号、10月25日の集中豪雨における保険税の減免に対した国の財政支援ですが、現段階で財政支援の交付時期等、不明なところが多いため、存目の計上となっております。

2目事業費補助金13万1,000円ですが、オンライン資格確認システム及び在留資格等の連携項目追加の改修に係ります補助金を計上してございます。

なお、9ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第10号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第11号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第11号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和元年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,953万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,500万円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、調査業務委託料など、事業等の精算によりまして103万4,000円の減額をお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で、1,913万7,000円の減額をお願いするものでございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者のサービス給付費としての訪問看護や訪問入浴、認知症対応型共同生活介護、老人福祉施設や老人保健施設等の給付費の減によるものでございます。

9ページの2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費の減によるものでございまして、また、給付費の負担割合の変更に合わせて財源更正をさせていただくものでございます。

11ページの3款基金積立金につきましては、歳入の介護保険料の余剰金と基金から生じた利子を合わせまして150万9,000円を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、決算を見込む中で1,044万7,000円の減額をお願いするものでございまして、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援1及び2の方などを対象とした訪問型サービスや通所型サービス事業費等の1,042万円を減額させていただくものでございます。

13ページの5款諸支出金、1項3目償還金1,007万6,000円につきましては、平成30年度において国・県から超過交付されました介護給付費等の返還金でございまして、財源は平成30年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、被保険者の増、またこのたびの災害に伴う保険料の減免額を考慮し、147万8,000円の増額をさせていただくものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また8款繰入金の1項一般会計繰入金の減額につきましては、歳出の減額に伴いまして、それぞれの負担割合区分に基づき減額をお願いするものでございます。

なお、3款国庫支出金、2項3目保険者機能強化推進交付金103万4,000円につきましては、介護予防の取組に対する交付金の追加でございます。

また、8款繰入金のうち7ページになりますが、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,290万4,000円につきましては、給付費の減によりまして、基金から繰入れをいたしませんでしたので、減額をさせていただきます。

9款繰越金では、前年度の決算に基づき1,855万5,000円を増額するものでございます。

なお、14ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第11号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

議案第12号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、議案第12号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第12号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをお願いしたいと思います。

令和元年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,470万1,000円とするものでございます。

今回お願いいたします補正予算は、昨年10月25日の大雨により、被災した箇所の災害復旧工事の減額をするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

2款霊園施設費、1項1目15節の工事請負費でございますが、被災した特殊墓所では、使用者側で破損いたしました墓石を更新する方や復旧に際して連絡や調整に日数を要した方など、年度内の復旧が見込めない状況にあり、また隣接に計画した防護壁の設置についても、現地精査の結果、再度検討が必要であることなどから、執行の計画の見直しにより2,130万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

4款繰越金、1項1目1節財政調整基金繰入金でございますが、歳出予算の2款1項1目15節工事請負費の充当分といたしまして2,130万円を減額するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、議案第12号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算

(第2号)の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松野唱平君) これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

議案第13号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

[産業振興課長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興課長(岩崎 彰君) それでは、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、繰越明許費でございますが、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」とさせていただくものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

第1表、繰越明許費により説明をさせていただきます。

2款事業費、1項施設管理費、管路施設維持工事、金額55万円の繰越しをお願いするもので、この内容は国道409号線に布設してありますマンホールにおいて、舗装との段差解消のための工事を行うものでございます。工事請負業者に災害復旧工事を優先して実施していただいておりますことから、年度内の完成が困難となったものでございます。

次に、5款災害復旧費、1項施設災害復旧費、中継ポンプの施設災害復旧工事、金額180万円は、千手堂地先において、昨年10月25日の大雨によりまして、中継ポンプ制御盤が浸水をいたしました。制御盤内部の資材の調達に日数を要することから、年度内の完了が困難であるため、繰越しをお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松野唱平君) これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

議案第14号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

[ガス課長 大杉 孝君登壇]

○ガス課長(大杉 孝君) それでは、議案第14号につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の32ページをお開き願います。

議案第14号 令和元年度長南町ガス事業会計補正予算について。

令和元年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算につきましては別冊となります。1ページをお開き願いたいと存じます。

令和元年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）第1条では、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。

第1号、供給戸数を4,607戸、当初と比較しまして10戸減でございます。

第2号、年間供給量を865万2,000立方メートル、当初比10万立方メートル減でございます。

第3号、1日平均供給量を2万3,640立方メートルとするものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款ガス事業収益、補正額200万2,000円、0.3%減の6億8,669万3,000円とするものでございます。個々の内容につきましては、3ページの補正予算実施計画書で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、補正額111万7,000円、0.2%減の6億8,352万2,000円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の不足額の補填財源を改めさせていただくものでございます。2行目の末尾になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,982万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,150万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,293万1,000円、建設改良積立金538万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出では、第1款資本的支出、補正額1,019万4,000円、4.6%減の2億1,048万8,000円とさせていただくものでございます。

第1項建設改良費では、入替え工事の精算に伴う減額をするものでございます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額395万5,000円、6.7%減の5,496万4,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと思えます。

令和元年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では29万円減の6億5,945万4,000円で、販売量が減少するも消費税率の引上げによるものでございます。

3項営業外収益、3目消費税還付金では、消費税改正によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価では、補正額425万5,000円、1.1%減の3億7,705万円でございます。原ガス購入で販売量減によるものでございます。

2項供給販売費及び3項一般管理費では、主に異動等によります人件費及び事業精算に伴う補正でございます。

4ページの5項営業外費用では、消費税改正に伴う増額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款 1 項建設改良費では補正額1,019万4,000円、5.4%減の1億7,973万6,000円とするものでございます。白ガス管入替え工事の精算に伴う減額でございます。白ガス管入替え工事につきましては本年度2.5キロメートル弱を実施し、残延長は4.3キロメートルを見込むものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

令和元年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書（第1号補正）でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。右側の下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額は、設備投資の生産減により2,806万2,000円増となり、令和元年度末の資金残高は1億2,368万7,000円の見込みでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

令和元年度ガス事業会計予定損益計算書（第1号補正）でございます。

ガス事業の経営状況を表したもので、本年度3月末の見込みを税抜きでお示しをしております。当年度純利益は右側下から4行目になりますが、営業収益から営業費用を差し引きました純利益は24万円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は920万円を見込むものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

令和元年度ガス事業会計予定貸借対照表（第1号補正）でございます。ガス事業の財政状態を表したものでございます。税込みとなっております。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は16億9,995万円でございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計では8億3,742万円で、次の資本の部では、6の資本金及び7の剰余金の合計、資本合計では8億6,253万円となり、一番下の二重線、負債資本合計では16億9,995万円でございます。

前のページの資産合計とただいまの負債資本合計が複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

次の10ページ、11ページは給与明細書でございます。

12ページは補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けました概要でございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第14号 令和元年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時51分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松野唱平君） 議案第15号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第15号 令和2年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書33ページをお願いいたします。

議案第15号 令和2年度長南町一般会計予算について。

令和2年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の予算書1ページをお開き願います。

令和2年度長南町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億9,100万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方債でございます。

地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものです。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間での流用を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

令和2年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債1億3,900万円、過疎基金及び道路橋梁修繕に関する過疎対策事業といたしまして5,030万円、合計1億8,930万円を借り入れようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明を申し上げます。

令和2年度の予算を編成するに当たり、令和2年4月1日から施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、歳出の節体系から7節賃金を削り、以降の節番号を繰り上げてございます。これは、同日施行の会計年度任用職員制度に伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。

1 款議会費は8,603万4,000円の計上でございます。

25ページをお願いいたします。

2 款総務費では、前年度比63万6,000円減の8億3,370万2,000円を計上してございます。

1 項総務管理費は、888万8,000円増の6億7,790万8,000円の計上でございます。

31ページをお願いいたします。

5 目財産管理費でございますが、33ページになりますが、14節の工事請負費では又富団地浄化槽廃止工事及び旧豊栄小学校の防水改修工事、34ページになりますが、自家用電気工作物改修工事として1,250万円を計上いたしました。特定財源につきましては、県支出金の立地企業補助金を活用し、その他特定財源につきましては行政財産使用料等でございます。

6 目企画費の12節委託料では、2021年度からの第5次総合計画策定支援業務委託料及び第2期総合戦略策定支援業務委託料として536万6,000円を計上いたしました。

35ページになりますが、18節では県が実施する路線バス利用実態調査負担金150万円を計上しております。この調査路線は、牛久線茂原駅から上総牛久駅間で、事業費の2分の1を県、茂原市、長南町、市原市でそれぞれ3分の1を負担するものでございます。

36ページをお願いいたします。

8 目地域振興費の減額につきましては、旧豊栄小学校への企業誘致が具体化したことによる企業等誘致支援業務委託の減額、及びまちおこし事業補助金が平成27年度から令和元年度の5年間で事業を完了したことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。

9 目防災対策費では、38ページ上段になりますが、18節では管内6町村合同で策定する国土強靱化地域合同計画策定業務負担金450万円を計上してございます。その他特定財源といたしましては、災害対策基金繰入金を充当してございます。

39ページをお願いいたします。

12目過疎対策費でございますが、1 節、3 節、8 節、10節、11節、13節、18節で地域おこし協力隊事業の経費として401万4,000円を計上してございます。

また、40ページになりますが、上段の18節の若者定住促進奨励金1,500万円は、引き続き社会資本整備総合交付金地域住宅支援事業を活用する中で実施してまいります。

45ページをお願いいたします。

4 項選挙費でございますが、1 目選挙管理委員会費では、46ページになりますが、3 目で千葉県知事選挙費774万6,000円を計上してございます。特定財源につきましては、千葉県知事選挙費委託金でございます。

49ページをお願いいたします。

3 款民生費では、前年度比1,889万6,000円増の9億9,188万3,000円を計上してございます。

55ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費では、前年度比405万9,000円減の2億5,662万円の計上でございます。

1目児童福祉総務費では、57ページになりますが、18節の施設等利用給付費714万2,000円につきましては、昨年10月から幼保無償化制度が開始されたことによる幼稚園等保育料等給付費を計上してございます。

60ページをお願いいたします。

3項災害救助費では、令和元年10月25日豪雨災害の災害救助法適用による住宅応急修理委託料1,190万円を計上してございます。特定財源につきましては、全額災害救助費県費負担金でございます。

4款衛生費では、前年度比2,207万円増の3億5,818万円を計上してございます。

1項保健衛生費は、1,267万円増の2億8,790万8,000円の計上でございます。

1目保健衛生総務費では、62ページになりますが、27節で笠森霊園の災害による墓所復旧工事や霊園施設の維持工事に係る財源補填分として、笠森霊園事業特別会計繰出金を計上してございます。

2目予防費では、12節委託料で、63ページの中ほどになりますが、個別任意予防接種委託料において、新たに生後6か月から中学3年生までの子供のインフルエンザ予防接種費を計上してございます。

66ページをお願いいたします。

5目環境衛生費の特定財源でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業国県補助金等で、その他の特定財源は畜犬登録等手数料でございます。

68ページをお願いいたします。

5款農林水産業費は、前年度比1,843万3,000円減の4億8,660万円を計上してございます。

1項農業費は、前年度比1,841万6,000円減の4億8,604万9,000円の計上でございます。

69ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございますが、70ページになりますが、7節では有害鳥獣駆除報奨金を有害鳥獣の捕獲頭数増による増額を見込んでおり、また72ページになりますが、18節中、中ほどの地域農業整備事業補助金も増額となっております。

恐れ入りますが、69ページに戻っていただきまして、3目農業振興費の特定財源は、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、農地中間管理事業機構集積国庫補助金、飼料用米等拡大支援事業県補助金等で、その他特定財源は過疎基金、地域農業推進基金繰入金でございます。

75ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費の減額は、改善センターの外壁改修工事経費等によるものでございます。

76ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比758万6,000円減の6,287万2,000円の計上でございます。

78ページになりますが、2目観光費でございます。

観光施設整備として、79ページになりますが、14節工事請負費では、観光地魅力アップ整備事業県補助金を活用した野見金公園駐車場整備工事の経費として1,584万円を計上させていただきました。

7款土木費は、前年度比1億3,937万6,000円減の4億4,890万8,000円を計上してございます。

80ページをお願いいたします。

1項土木管理費は、前年度比3,139万7,000円減の2億3,389万2,000円の計上でございます。

2目地籍調査費でございますが、事業量減により減額となっております。特定財源は、地籍調査費県負担金

でございます。

81ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、前年度比1億1,459万8,000円減の1億9,105万9,000円の計上でございます。主な減額の要因といたしましては、道路橋梁修繕工事費の減によるものでございます。

83ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費では、84ページになりますが、12節で測量調査設計委託料及び14節で利根里線の道路改良工事費を、4目橋梁維持費では、12節で橋梁点検委託料及び老朽化に伴う橋梁の修繕設計委託料並びに14節で工事費等をそれぞれ社会資本整備総合交付金道路事業の国庫補助事業を活用し、予算を計上させていただいております。

85ページをお願いいたします。

4項住宅費でございますが、1目住宅管理費では、86ページになりますが、21節で町営住宅移転補償費60万円を計上してございます。その他特定財源につきましては、町営住宅使用料でございます。

5項都市計画費では、18節負担金補助及び交付金で、87ページ上段になりますが、被災住宅修繕緊急支援事業補助金500万円を計上してございます。特定財源481万円につきましては、県支出金であります被災住宅修繕緊急支援事業補助金及び国支出金の社会資本整備総合交付金耐震事業及び県支出金の戸建住宅耐震補助金でございます。その他特定財源につきましては、管内図販売代金等でございます。

8款1項消費費は、1億6,387万6,000円の計上でございます。

9款教育費は、前年度比2,173万2,000円増の3億9,715万3,000円を計上してございます。

88ページをお願いいたします。

2目事務局費では、89ページ下段になりますが、12節で学校施設等の個別施設計画に係る長寿命化計画作成業務委託料429万円を計上いたしました。

100ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、前年度比1,173万3,000円増の1億2,660万9,000円の計上でございます。

103ページをお願いいたします。

2目総合施設費の12節委託料では、給食所事務室及び機械室の屋上防水改修工事監理業務委託料48万8,000円、及び104ページになりますが、14節では屋上防水改修工事の経費795万3,000円を計上させていただきました。

105ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、4億464万8,000円を計上してございます。その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

12款諸支出金につきましては、4,714万円の計上でございます。

2項基金費、1目財政調整基金は1,105万1,000円を積み立てるものでございます。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金、一般寄附金、利子等でございます。

106ページをお願いいたします。

13款予備費は、1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

1 款町税ですが、総額は前年度に比較し640万円減の10億5,880万4,000円の計上でございます。

1 項町民税は、前年度比700万円減の3億7,305万円でございます。

個人町民税は前年度と同額を、法人は700万円の減額を見込んでございます。

2 項固定資産税につきましては、現年課税分の減額により、前年度比100万円減の6億655万4,000円を見込んでございます。

3 項軽自動車税につきましては、前年度比160万円増の3,020万円を見込んでございます。

4 項町たばこ税、5 項鉱産税につきましては、令和元年度の実績を見込む中で計上させていただきました。

2 款から12 款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和元年度の実績見込みにより計上させていただきました。

2 款地方譲与税は、7,815万4,000円を計上いたしました。

13ページになりますが、3 款利子割交付金40万円、4 款配当割交付金400万円、5 款株式等譲渡所得割交付金240万円、6 款法人事業税交付金、こちらは消費税増税に伴い、地方法人特別税譲与税制度が廃止となり、市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置といたしまして、法人事業税の一部を県から町に交付する制度が創設されたことによるものでございます。

7 款地方消費税交付金につきましては、消費税増税及び前年度実績等を考慮し、3,000万円の増額を見込み、1億8,000万円を計上いたしました。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、9,200万円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

9 款環境性能割交付金につきましては、消費税増税に伴い自動車取得税交付金が廃止され、令和元年10月から環境性能割交付金に変わりました。前年度実績等を考慮し、1,300万円を計上してございます。

10 款地方特例交付金は、前年度と同額を計上いたしました。

11 款地方交付税は、前年度比2,400万円増の14億2,100万円の計上でございます。このうち、普通交付税は前年度実績を考慮し、3,100万円増の13億400万円、特別交付税は地籍調査に係る交付分を見込み、1億1,700万円を計上してございます。

12 款交通安全対策特別交付金は170万円の計上でございます。

13 款分担金及び負担金は、前年度比1,836万7,000円の減額となっております。令和元年10月より幼保無償化に伴いまして、保険料負担金が減額となっております。

15ページをお願いいたします。

14 款使用料及び手数料は、前年度比19万1,000円減の5,832万2,000円の計上でございます。

15 款国庫支出金は、前年度比5,985万7,000円減の2億2,871万4,000円の計上でございます。

17ページになりますが、5 目土木費国庫補助金であります社会資本整備総合交付金道路事業に伴う道路橋梁修繕工事費が主な減額要因となっております。

16款県支出金は、2,536万8,000円減の3億7,854万円でございます。減額の主な要因といたしましては、地籍調査事業県負担金によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

17款財産収入につきましては、56万円を計上してございます。

18款寄附金は、ふるさと納税返礼品の見直しにより100万円増の1,105万円とさせていただくものでございます。

21ページをお願いいたします。

19款繰入金は、前年度比5,790万2,000円増の4億1,165万3,000円の計上でございます。財政調整基金及び地域農業推進基金が増額の要因となっております。

20款繰越金は5,000万円を、21款諸収入は6,978万円を計上いたしました。

23ページになりますが、22款町債は前年度比6,140万円減の1億8,930万円の計上でございます。減額の要因としては、臨時財政対策債及び道路改良工事費、橋梁修繕工事費の過疎対策事業債の借入れに伴う減額でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、107ページ以降に給料費明細書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第15号 令和2年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第15号の内容の説明は終わりました。

議案第16号及び議案第17号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第16号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の34ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第16号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和2年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示されました市町村ごとの事業費納付金や保険料率並びに必要な保険給付費を基に編成をしたところです。

なお、本年1月1日現在の一般被保険者数は2,188人、退職被保険者数は7人、全体では2,195人でありまして、前年度の同時期に比べ44人の減、加入率は27.9%でございます。

それでは、別冊の予算書の123ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、内容に入らせていただきます。

令和2年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、132ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ707万3,000円減の3,404万7,000円をお願いするものでございます。この減額分は職員4名から3名への減に伴う人件費等の減で、財源につきましては、その他財源の一般会計からの職員給与費の繰入金でございます。

また、12節委託料等につきましては一般財源の保険税でございます。

次の134ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、過去の保険給付費の実績や被保険者数の動向、さらに最近における医療費の動向などを考慮いたしまして、前年度当初予算額に比べ1,443万6,000円減の8億94万5,000円を見込んだところでございます。

内容といたしましては、制度廃止に伴う退職分の給付費の減額及び一般療養給付費、高額療養費の見込額の減額をさせていただきました。このうち、特定財源の国県支出金7億9,521万6,000円につきましては、県が給付に必要な費用を全額町に交付いたしまして、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

次の136ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映した国保事業費納付金決定額2億4,042万円を計上させていただいたところでございます。その他財源につきましては一般会計繰入金、また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

次の137ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経費1,000円の計上でございます。

5款保健事業費につきましては、次の138ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健診や保健指導、また医療費適正化など、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上など、より効果の上がる取組を引き続き進めてまいります。前年度に比べ、主に消費税の増加により78万円増の1,918万2,000円をお願いするものです。特定財源は、県支出金ほか一般財源

の保険税でございます。

2項2目疾病予防費の890万円は、人間ドックの委託料200人分を見込んでおります。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づきます積立て分と基金の利息でございます。

7款諸支出金につきましては、保険税の還付金等110万3,000円でございます。

次の139ページの8款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、129ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業費など、必要な費用を加えまして、予算額2億634万3,000円を見込ませていただきまして、前年度と比較し587万7,000円の減でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税では460万円減の2億630万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者制度の廃止に伴い存目及び滞納分を計上し、127万7,000円減の4万3,000円を見込ませていただいたところでございます。

2款国庫支出金、1項1目事業費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備の助成事業が令和元年度に引き続き予定されているので、その存目を計上しております。

次の130ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として7億9,521万6,000円を見込みまして、2節特別交付金では保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金として1,564万5,000円を見込むものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利子1万円を見込んでおります。

5款繰入金につきましては7,918万1,000円でございます。内訳といたしまして1目一般会計繰入金、1節の保険税軽減分では3,127万8,000円のうち県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

2節保険者支援分では、1,847万6,000円のうち国が2分の1を、県及び町がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。

この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金4,975万4,000円の75%、金額にしまして3,731万5,000円を国と県が負担をしているものでございます。

3節職員給与費等繰入金では人件費3名分を、4節助産費等繰入金では1件当たりの支給額42万円の3分の2は交付税措置をされ、10件分を見込んでおります。

5節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のため、町が負担をするものでございます。

6款繰越金では、前年度の繰越金として969万7,000円の計上でございます。

7款諸収入につきましては、次の131ページを併せてご覧いただきまして、延滞金及び特定健診の受診者負担金等90万7,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出の予算の総額は、前年度と比較いたしまして1.9%、2,110万円減の11億700万円とさせていただきます。

140ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第17号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております資格の取得・喪失事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を町特別会計予算でお願いをするものでございます。

本年1月1日現在の被保険者数は1,740人でございまして、前年度の同時期に比べ12人の減でございます。

それでは、別冊の予算書の149ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,920万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、155ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、189万2,000円をお願いするものでございまして、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などでございます。その他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございまして。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億2,343万円を広域連合へ納付するものでございます。

3款保険事業費では、次の156ページを併せてご覧いただきまして、人間ドック67件分の委託料等307万6,000円をお願いするものでございます。その他の財源は、広域連合からの長寿健康増進事業費補助金等及び一般会計の繰入金でございます。

4款諸支出金では、保険料の還付金など30万2,000円を計上いただいております。

5款予備費では、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、恐れ入りますが、154ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに保険料率を改正しておりまして、令和2年度は改定年度に当たり、均等割額は4万3,400円、前回から2,400円の増、所得割率は8.39%、前回より0.5ポイント増、また賦課限度額は64万円、前回より2万円増と決定されたところであり、この保険料率から9,274万円を計上させていただいたところでございます。

2款繰入金につきましては、3,373万3,000円を見込みまして、1節の保険基盤安定繰入金では保険料軽減分の補填として県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

また、3節の人間ドック助成繰入金では、広域連合は平成30年度から人間ドック助成費用を段階的に廃止することとしており、令和2年度一般会計から187万8,000円の繰入れをお願いするものです。

3款繰越金では、前年度からの繰越金として62万7,000円の計上でございます。

4款諸収入では、広域連合からの保険料の還付金、雑入での賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金など210万円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして9.7%、1,140万円増の1億2,920万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、議案第16号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第17号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第16号及び議案第17号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後2時を予定しております。

(午後 1時44分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

○議長（松野唱平君） 議案第18号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第18号 令和2年度長南町介護保険特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の36ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第18号 令和2年度長南町介護保険特別会計予算について。

令和2年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、本年1月1日現在の介護保険第1号被保険者数につきまして3,313人でございます。前年度と比較いたしますと40人の増でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては3,332人となりまして、前年度の同時期に比べ、41人の増となっております。高齢化率では42.4%でございまして、前年度の同時期に比べ1.5ポイント上昇しております。介護認定者は571人でございまして、そのうちサービスの利用者は513人でございます。介護サービスの内容といたしましては在宅での利用者は323人、施設での利用者は144人、地域密着型介護サービスの利用者は46人となっております、年々増加傾向でございます。

それでは、別冊の予算書の159ページをお開きいただきたいと存じます。内容に入らせていただきます。

令和2年度長南町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,100万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、169ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ607万7,000円増の3,107万4,000円をお願いするものでございます。この増額分は、2人分の人件費及び第8期介護保険事業計画策定業務委託料でございまして、特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

次の170ページをお願いいたします。

3項介護認定審査会費では942万7,000円をお願いするもので、認定審査に必要な調査員の報酬やかかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金などでございます。

次の171ページの2款保険給付費につきましては、認定者数及び利用率、また施設入所者の過去からの実績や動向、昨年10月の介護報酬改定の影響などを考慮いたしまして、前年度に比べ823万5,000円増の9億7,366万7,000円を見込んでおります。

保険給付費全体の特定財源につきましては、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき3億7,595万6,000円を、またその他財源では支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として3億9,341万8,000円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者のサービス給付費でございまして、1目の居宅介護サービス給付費として訪問介護や訪問入浴、通所リハビリなどの給付費を増額し、2目地域密着型介護サービス給付費としては、認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護などの給付費を減額し、3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の給付費を増額したところでございます。

次の172ページの2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございまして、1,816万8,000円の計上をさせていただいております。

次の174ページをお開きいただきたいと存じます。

3款基金積立金の1,000円は基金の利息でございます。

なお、年度末の基金保有高は1億3,614万8,728円でございます。

4款地域支援事業費につきましては、4,425万5,000円をお願いするものでございまして、特定財源につきましては、国県支出金のそれぞれの負担割合に基づき2,090万5,000円を、その他財源につきましては支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として、1,358万2,000円をお願いするものでございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援 1 及び 2 の方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援事業費として、1,824万3,000円の計上をさせていただいております。

次の175ページの2項包括的支援事業費につきましては、包括支援センターの運営に係る人件費 3 人分のほか、次のページの生活支援や認知症の相談事業費として、2,495万5,000円の計上をさせていただいております。

176ページ下段から177ページの5款諸支出金につきましては、保険料の還付金等100万3,000円でございます。

6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、166ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料でございまして、65歳到達者、また所得階層等を見込む中で、前年度と比較し57万1,000円増の2億584万4,000円を見込ませていただいたところでございます。

3 款国庫支出金から4款支払基金交付金、5 款県支出金及び167ページの8 款繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき歳入を見込んでおります。

なお、8 款繰入金のうち、1 項4 目の軽減費繰入金につきましては、消費税増税分を社会保障費に充当する政策の一つとして、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

2 項1 目の介護給付費準備基金繰入金881万6,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れを見込んでおります。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして1.0%の1,000万円増の10億5,100万円とさせていただくものでございます。

178ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第18号 令和2年度長南町介護保険特別会計予算の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第18号の内容の説明は終わりました。

議案第19号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第19号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書37ページをお願いいたします。

議案第19号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について。

令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、予算書の189ページをお願いしたいと思います。

初めに、予算編成に当たりましては、墓所の使用状況及び霊園事業の適切な管理運営を踏まえ、予算の計上

をさせていただきます。

まず、墓所の使用状況でございますが、本年1月1日現在の使用区画数は9,030区画となりまして、管理区画数9,280に対する使用率は97.3%でございます。近年、緩やかな減少傾向となっております。また、施設の管理面においては、開園から41年が経過していることから、霊園管理事務所内の空調機の更新及び昨年度に被災した墓所区画等の復旧など、利用者へのサービスや安全対策を目的とした工事等を計画させていただきます。

それでは、内容に入らせていただきます。

令和2年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,200万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により歳入から説明させていただきますので、194ページをお願いいたします。

1款1項事業収入でございますが、本年度は4,912万7,000円を見込み、前年度と比較いたしますとマイナス0.5%、26万2,000円の減でございます。

1目墓所使用料でございますが、近年の販売実績を基に、永代使用料47区画分といたしまして1,045万8,000円、2目工事負担金でございますが、墓所使用料と同様、13基のカロート工事分といたしまして47万6,000円、3目墓所管理料でございますが、消費税の改正によりまして、前年度と比較いたしまして50万7,000円増の3,602万9,000円を、4目施設使用料でございますが、墓所管理料と同様に消費税の改正によりまして、前年度と比較いたしまして8万2,000円増の216万4,000円を見込み、計上をいたしました。

2款財産収入4万3,000円及び3款寄附金1,000円は、前年度と同額を計上させていただきました。

4款2項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2,100万円を計上させていただき、霊園管理費の委託料及び霊園施設費の工事請負費に充当させていただくものでございます。

5款繰越金100万円は前年度と同額を、6款1項2目雑入では、会計年度任用職員からの納付金等として82万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

196ページをお願いいたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、前年度と比較いたしますと3.6%、167万9,000円増の4,768万円を計上いたしました。

主な内容でございますが、人件費では、一般職2名と会計年度任用職員、パート2名とフルタイム2名を、10款需用費では、消耗品費、納入通知書等の印刷製本費、施設の光熱水費ほかで354万7,000円、11節役務費では、管理料納入通知書等の郵便料、コンビニ収納手数料、電話料のほかで229万5,000円、12節委託料では、管理料の納付に係る電算処理委託料、園内の清掃委託料のほかで1,821万6,000円を計上させていただきました。

13節使用料及び賃借料では、霊園管理システム、複写機、防犯カメラほかの使用料で236万2,000円を、次のページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金154万9,000円、22節償還金利子及び割引料34万6,000円、24節積立金100万円は前年度と同額を、26節公課費169万2,000円は消費税納付分として計上をさせていただきました。

2款1項1目霊園施設費におきましては、前年度と比較いたしまして1,312万1,000円増の2,327万円を計上いたしました。

増額の主な内容でございますが、14節工事請負費におきまして、設備の老朽化に伴います霊園管理事務所内の空調機2台の更新、及び昨年秋に発生しました大雨により被災しました墓所区画等の復旧をするための工事等を実施するため、1,837万円を計上させていただきました。

3款公債費5万円、4款予備費100万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出の総額は、前年度と比較いたしまして25.9%、1,480万円増の7,200万円をお願いするものでございます。

なお、200ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第19号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でしたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第19号の内容の説明は終わりました。

議案第20号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） 議案第20号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の38ページをお開きください。

議案第20号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書の211ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、農業集落排水処理区3処理区全体の平成2年1月末現在の接続状況につきまして、ご報告を申し上げます。

農集加入戸数は1,090戸で、そのうち接続戸数は899戸、前年度比4戸増の接続率では82.5%という状況でございます。適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

令和2年度長南町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,300万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、借入額の最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、216ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金でございますが、84万円で、新規加入といたしまして2戸分の分担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、4,115万8,000円で70万円の減、処理区域内の人口減を見込んだものでございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金でございますが、600万円、これは給田処理施設の機能診断、芝原給田処理区の最適整備構想策定業務委託料の補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、1億7,400万円で、前年度と比較して400万円増のお願いをするものでございます。これにつきましては、主に公債費に充てさせていただくものでございますが、増の要因は、給田処理施設の機能診断及び芝原給田処理区の最適整備構想策定業務委託料の計上によるものでございます。

5款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただいたものでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきますので、217ページをご覧くださいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、827万1,000円の計上をお願いするものでございます。内容につきましては2節、3節、4節は職員の人件費関係でございます。10節需用費、11節役務費につきましては事務的経費でございます。13節使用料及び賃借料93万8,000円は、料金管理システムの使用料でございます。218ページをお開きいただきたいと存じます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、5,008万4,000円をお願いするものでございます。12節委託料では、主なものでは町内3か所の処理場と中継ポンプの維持管理費用1,517万6,000円、次に機能診断・最適整備構想策定委託料1,064万6,000円を計上させていただいたものでございます。14節工事請負費につきましては、管路施設の維持工事といたしまして100万円の計上でございます。

3款公債費、219ページになりますけれども、1項1目元金は1億3,847万7,000円、2目利子につきましては2,516万8,000円、合わせまして1億6,364万5,000円を計上させていただきました。これは、地方債35件分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上をさせていただいたところでございます。

歳入歳出合計それぞれ2億2,300万円、前年度と比較して730万円の増をお願いするものでございます。

なお、220ページ以降は給与費明細書等でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第20号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第20号の内容の説明は終わりました。

議案第21号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

[ガス課長 大杉 孝君登壇]

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第21号の内容の説明をさせていただきたいと思います。

議案書の39ページをお開き願います。

議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算について。

令和2年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和2年度長南町ガス事業会計予算、第1条では、令和2年度長南町ガス事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございます。第1号、供給戸数は4,607戸、前年度比10戸減でございます。第2号、年間供給量は861万2,000立方メートル、前年度比14万立方メートル、1.6%減でございます。第3号、1日の平均供給量は2万3,594立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただくものでございます。

初めに、収入でございます。

第1款ガス事業収益7億1,575万7,000円、前年度比2,706万2,000円、3.9%増でございます。

なお、各項につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

支出でございます。

第1款ガス事業費用は7億531万9,000円、前年度比2,068万円、3%増としております。

次に、2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,271万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,256万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,546万9,000円、建設改良積立金1,467万5,000円で補填をするものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入5,411万4,000円で、前年度比345万4,000円、6.8%増としております。

各項の内容につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

支出でございますが、第1款資本的支出2億2,682万6,000円で、前年度比614万4,000円、2.8%増でございます。

次に、第5条、企業債でございますが、本支管整備事業で限度額は5,000万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、3ページでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、記載のとおりでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費5,475万8,000円、7%減でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の内容でございます。

初めに、収入でございます。

1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では6億8,840万7,000円、前年度比2,866万3,000円、4.3%の増額でございます。販売量は前年度比14万立方メートル減となるものの、料金改定及び消費税率の繰上げに伴い増額となるものでございます。

次に、2項営業雑収益、1目受注工事収益は、92件の内管工事収益2,013万4,000円を計上しました。

2目その他営業雑収益11万円は、ガス漏れ警報器でございます。

3項営業外収益では、長期前受金戻入れ、消費税還付金、雑収入などを計上しております。

次に、5ページをお願いします。

支出の内容でございます。

1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価は3億7,896万2,000円で、前年度比234万3,000円、0.6%減としております。原ガス購入費で、販売量減によるものでございます。

2項供給販売費では、2億4,595万6,000円で、前年度比1,754万8,000円、7.7%増でございます。

1目から7目までは、職員2名分の人件費でございます。

8目修繕費は、前年度比342万1,000円減の1,043万7,000円でございます。ガス工作物修繕及び検満メーター改修減によるものでございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,700万円は、ガスホルダー開放検査の引当金で、前年度比1,800万円増としております。

17目委託作業費3,809万3,000円、前年度比917万円増で、各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、検針及び宿日直業務委託料でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費では、予定額3,800万1,000円で、前年度比5.2%減でございます。

2目から7目までは、職員3人分の人件費でございます。

10目の賃借料では、前年度比258万3,000円減の615万7,000円でございます。財務会計システムを再リリースすることによるものでございます。

4項営業雑費用は、内管受注工事費用92件分を、5項営業外費用では、企業債利息及び消費税等を計上しております。

6款予備費は、1,000万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございます。

1款1項1目企業債ですが、前年度と同額の5,000万円を借り入れ、白ガス管改善工事の財源に充当いたします。

2項1目工事負担金411万4,000円は、長南町、睦沢町それぞれ1件分の新規加入に伴う負担金を計上しております。

次に、資本的支出でございます。

1款1項建設改良費1億9,028万6,000円で、前年度比35万6,000円の増でございます。白ガス管入替え工事を本年度12路線、約1.3キロメートルを予定しております。令和2年度末白ガス管の残延長は3キロメートルとなる見込みで、令和4年度に完了を予定しているものでございます。

2目固定資産購入費では、停電対応として、長南供給所にエネファーム、家庭用燃料電池の設置及び新規ガスメーター購入費としております。

2項1目企業債償還金は、25件分でございます。企業債残高につきましては、5億1,142万円弱となる見込みでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。

右側の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は利益増により157万5,000円増となり、令和2年度資金期末残高は1億2,526万2,000円でございます。

9ページにつきましては、注記事項となります。

次に、10ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。令和2年度末までの1年間のガス事業の経営状況を税抜きでお示しをしたものでございます。1の営業収益から5の営業外費用までを算出した収益的支出によります当年度純利益は、右側の下から4行目になりますが、496万9,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金、及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、2,345万5,000円を見込むものでございます。

次に、11ページをお願いします。

令和2年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和2年度末時点において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものでございます。税込みとなっております。

資産の部では、1の固定資産、2の現金預金などの流動資産の合計では、一番下の二重線になりますが、資産合計は17億2,899万9,000円となります。

次に、12ページをお願いします。

負債の部では、企業債などの負債合計は8億6,150万円となります。資本の部では、資本金及び剰余金の合

計として8億6,749万9,000円となり、一番下の二重線の合わせました負債資本合計は17億2,899万9,000円となります。

先ほどの11ページの資産合計と負債資本合計が複式記帳の方式により、双方ともに同額となっております。なお、13ページから17ページまでは給与明細書となっております。

また、18ページは債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料として予定実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これにて議案第21号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第21号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、議案第1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第26、議案第21号 令和2年度長南町ガス事業会計予算についてまで、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号から日程第26、議案第21号までについては、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日29日から3月1日までは、所管事務調査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

明日29日から3月1日までは、所管事務調査等のため休会とすることに決定いたしました。

2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時45分)